

データ提出病院の承認について

病院事務長 野中 博明

1. 令和2年4月1日付け診療報酬改定で、当院もデータ提出の対象病院に

今まで200床未満の療養病棟を有する病院はデータ提出の対象外でしたが、本年4月1日付けの改定で当院も対象となり、データ提出が義務付けられました。(令和4年3月31日までの経過措置あり)

区分	200床以上	200床未満 50床以上	4月1日以降
急性期病棟	データ提出必須	データ提出必須	
急性期病棟 回復期リハ病棟	データ提出必須	データ提出必須	
療養病棟	データ提出必須	不 要	必 須

2. データ提出が義務付けられたのはなぜ？ また、データ提出って何？

上記1のようにすでに急性期病棟を持つ多くの医療機関は提出が義務付けられていました。今回、国が200床未満の療養病棟を有する病院にまで「データ提出」を義務付けた背景には、医療費が膨らみ続けている現状を踏まえ、できるだけ多くの病床の診療データを収集し診療内容に応じた病棟区分に再編成しようという考えがあります。

病院が届け出た病棟区分と異なる患者（例えば、急性期病棟として届けているけど実際は慢性期の患者が多く入院している等）ばかりであれば、国が実情に応じた病棟区分に変更させて入院料の抑制を図り、国全体の医療費を削減するという事です。そのために求められるのが退院した患者の診療データ等であり、病院は個人を特定できないようにデータ化したものを作成して厚生労働省に提出します。

3. さて、データ提出をするためにはどうしたらいいのだろうか

提出するデータは何種類もあります。「様式1」と呼ばれる退院患者の病名・病態をまとめたものに「様式3」と呼ばれる入院基本料の届け出状況。さらに「E・F統合ファイル」と呼ばれる出来高レセプト（入院基本料に包括となる治療内容を包括せずに出来高請求に置き換えたもの）等々。これらは保険請求を担当する事務職だけではとうてい作成できず、医師、看護師、事務局が一体となって作成する必要があります。さて、「どうしたらいいのだろうか」というのが、診療報酬改定前の本年2月頃の状況でした。

4. データ提出承認に至るために行ったこと

データ提出の対象病院として認められるためには厚生労働省による段階的な承認が必要です。承認スケジュールと当院が行ったことは次の通りです。

なお、経過措置はありますが、当院は最短のスケジュールで進めました。

データ提出承認スケジュール		当院実施事項
4月	厚生労働省へのデータ提出の義務付け (経過措置有り)	「様式 1」入力データを収集するための 「院内様式」作成及び調整
5月		↓ データ提出に参加するための 申請書提出
6月	試行データ作成 (6月分)	↓ 試行データ作成
7月	試行データ作成 (7月分)	
8月	試行データ提出 (8/22 まで)	試行データ提出
9月		試行データ問題なしと承認される データ提出加算算定のための届出
10月	本データ初回提出 (10/22 まで) (7,8,9 月分の本データ)	10/1 ~入院基本料にデータ提出加算 算定開始 本データ初回提出

5. データ提出に対する今後の取り組み

必要なのは病院の診療データの精度向上です。提出するデータを作成し厚生労働省が提供するチェックソフトを通過すると安堵します。これから対象となるデータも増えてきますので、さらにデータの精度向上に努めていきます。

◇◇◇ 保養会理念 ◇◇◇

私たちは地域に信頼され、貢献できる病院・施設を目指します

◇◇◇ 保養会基本方針 ◇◇◇

- 1 私たちは思いやりとやさしさを基本としたサービスを提供します
- 2 私たちは明るく、心安らぐ療養環境を提供します
- 3 私たちは常に新しい技術の習得に努め、社会の進歩に遅れないよう努力します
- 4 私たちは互いに理解・協力し、働きやすい職場環境を確立します
- 5 良質な医療・介護を持続的に提供するため、健全で安定した経営に努めます